総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第114号 平成25年度岩国市一般会計補正予算(第2号)

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第126号 岩国市総合支所等設置条例

議案第127号 岩国市行政組織条例の一部を改正する条例

議案第128号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行 うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例

議案第129号 岩国市集会所条例の一部を改正する条例

議案第134号 岩国市交流館条例の一部を改正する条例

議案第141号 防災行政無線同報系子局等整備工事(岩国地区)請負契約の締結について

議案第147号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更 に関する協議について

以上7議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。 それでは、審査の状況について御報告いたします。

議案第114号 平成25年度岩国市一般会計補正予算(第2号)のうち、当 委員会所管分の審査におきまして、総務費の消防施設整備事業に関し、委員中か ら、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、消防団 員の報酬等の処遇改善についても規定されている。岩国市も、この国の方針に従 ってしっかりと検討していくべきではないか」との質疑があり、当局より、「消 防団員の報酬等については、各市においてばらつきがあるが、県内他市の状況も 勘案しながら、消防団の活性化に結びつくよう、待遇について検討していきたい」 との答弁がありました。

次に、総務費の用地対策費に関し、委員中から、「岩国市土地開発公社補助金の内容について」の質疑があり、当局から、「人口定住促進宅地分譲事業用地等の売却価格と簿価との差額を補塡するための補助金である」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「土地開発公社の解散後は、保有土地を市が引き受けることになると思うので、財源確保の観点からも、保有地の販売促進に努力していただきたい」との意見が出されました。

本議案のうち、当委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第126号 岩国市総合支所等設置条例の審査におきまして、委員中から、「総合支所から支所となる地域においては、各種事務手続において、支所から総合支所を経由して本庁に届けられることにより、今まで以上に時間がかかる等、不便になったりサービスの機能が低下したりしないような取り組みについて、何か考えているのか」との質疑があり、当局より、「支所となった後も、

戸籍・税務・福祉等の住民生活と密接に関連した申請受け付け業務は引き続き行っていき、従来どおりのサービスが提供できるように考考えている。総合支所に統統合される業務についても、住民サービスの低下を招かないように関連部署の連携、職員配置等を検討していきたい」との答弁がありました。

続いて委員中から、「住民が総合支所に足を運ばなくても済むようにするためには、総合支所と支所の連携が重要であり、早く役割分担を決めて、事務分掌を整理しておく必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「御指摘の点には十分注意をし、住民へのサービスが低下することのないように調整していきたい。新体制への移行後も、状況を踏まえて、改善すべきところは改善していきたい」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

また、議案第128号、議案第129号、議案第134号については、討論に おいて、一部委員から、「消費税増税に反対であるため、本議案には反対する」 との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決 すべきものと決したことも報告いたします。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。